

第 5 号

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例

熊本県内部組織設置条例（昭和27年熊本県条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「観光戦略部」を「観光文化部」に改め、同号イ中「物産」を「文化芸術」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年10月15日から施行する。
- 2 ようこそくまもと観光立県条例（平成20年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第28条中「観光戦略部」を「観光文化部」に改める。

（提案理由）

観光と文化芸術の振興を一体的かつ戦略的に推進するため、観光戦略部を改編し、観光文化部を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。